

【令和5年度：京都市基準】治療材料（眼鏡）の支給上限額

太枠内が京都市基準。太枠外及び下表記載以外の品目（弱視眼鏡等）は国基準に準じる。

品目	基本構造		基準額	備考	耐用年数
矯正眼鏡	レンズ—プラスチック又はガラス	6 D未満	17,000円(*)	価格はレンズ2枚1組、枠を含む。乱視を含む場合は0円増し。	4年
		6 D以上10 D未満			
		10 D以上20 D未満			
		20 D以上			
遮光眼鏡	主材料—プラスチック	前掛式	下記国基準と同じ(令和5年度に基準の改定があれば、改定後の基準に準じる。)	価格はレンズ2枚1組、枠を含む。乱視を含む場合は0円増し。	4年
		6 D未満			
		6 D以上10 D未満			
		10 D以上20 D未満			
20 D以上					

* 消費税及び消費税相当額を含む。また、レンズ交換の場合も同基準額以下とする。
(累進レンズ（遠近両用等）については、従来どおり、「矯正眼鏡2組分—枠代」を上限とする。)

参考【令和4年度：矯正及び遮光眼鏡の国基準】

品目	基本構造		基準額	備考	耐用年数
矯正眼鏡	レンズ—プラスチック又はガラス	6 D未満	17,600 円	価格はレンズ2枚1組、枠を含む。乱視を含む場合は4,200円増し。	4年
		6 D以上10 D未満	20,200 円		
		10 D以上20 D未満	24,000 円		
		20 D以上	24,000 円		
遮光眼鏡	主材料は上と同じ	前掛式	21,500 円	価格はレンズ2枚1組、枠を含む。乱視を含む場合は4,200円増し。	4年
		6 D未満	30,000 円		
		6 D以上10 D未満	30,000 円		
		10 D以上20 D未満	30,000 円		
20 D以上	30,000 円				